

令和6年10月25日
国立大学法人筑波大学

国立大学法人筑波大学における教育研究費の目的外使用等の発生について

令和4年度において、科学研究費助成事業の経費について複数の目的外使用等が行われていたことが判明しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 経緯・概要

本学人間系に所属する教員に対する学内での相談及び情報提供を受けて設置された「人間系コンプライアンス違反調査委員会」が行った調査の結果、当該教員の要請に基づき雇用した非常勤職員（短期雇用）への給与支払いに関して教育研究費の目的外使用が疑われる事案があることがコンプライアンス管理者へ報告され、それを受け、令和5年6月5日付けでコンプライアンス管理者から財務担当副学長に調査依頼がありました。

財務担当副学長は、人間系コンプライアンス違反調査委員会により教育研究費の目的外使用が疑われる事案があることがすでに報告されていることから、同委員会で行われた調査を「国立大学法人筑波大学における教育研究費の不正使用等に係る調査に関する要項」（以下、「要項」という。）に定められている「事前調査」と位置づけ、調査チームを招集しました。

そして、同調査チームにおける審議の結果、本調査を開始することを決定しました。

2. 調査

(1) 調査体制

要項第4に基づき、調査チームを構成しました(所属及び職名は令和6年5月21日時点)。

(委員長)	奈良 哲	財務担当副学長 (令和5年12月まで)	(要項第4(1))
	氷見谷 直紀	財務担当副学長 (令和6年1月から)	(要項第4(1))
(委員)	井田 仁康	人間系長 (令和6年3月まで)	(要項第4(2))
	野呂 文行	人間系長 (令和6年4月から)	(要項第4(2))
(委員)	池田 幸太郎	財務部長	(要項第4(3))
(委員)	関 健夫	監査室長	(要項第4(4))
(委員)	倉持 光男	財務制度企画課長 (令和6年3月まで)	(要項第4(5))
	増田 雄護	財務企画課長 (令和6年4月から)	(要項第4(5))
(委員)	大手 昇一	人間エリア支援室長	(要項第4(6))
(委員)	堀越 智也	弁護士 (つくば中央法律事務所)	(要項第4(7))
(委員)	吉水 千鶴子	人文社会系教授 (令和6年3月まで)	(要項第4(8))
	山口 恵里子	人文社会系教授 (令和6年4月から)	(要項第4(8))
(委員)	中田 和人	生命環境系教授	(要項第4(8))
(委員)	三浦 香織	コンプライアンス・ハラスメント対策室課長	(要項第4(8))
(委員)	藤元 健史	外部資金課長	(要項第4(8))
(委員)	鈴木 寛之	人事課長	(要項第4(8))
(委員)	和田 裕二	組織・職員課長	(要項第4(8))
(委員)	増田 雄護	財務企画課長 (令和6年3月まで)	(要項第4(8))

(2) 調査内容

① 調査期間

令和5年6月30日～令和6年5月21日

② 調査対象者

人間系 元准教授

③ 調査対象経費

平成30年度から令和5年度までの当該教員に係るすべての教育研究費

④ 調査方法

- ・ 経理関係書類及び雇用関係書類等についての書面調査
- ・ 当該教員及び雇用された非常勤職員(短期雇用)へそれぞれ聞き取り調査
- ・ 物品の現物確認、出張の事実確認

3. 調査結果

(1) 認定された事実

目的外使用（雇用目的とは異なる作業を行わせて給与を支給）及び勤務事実に基づかない給与支給

(2) 目的外使用等に関与した研究者

人間系 元准教授

(3) 目的外使用等の具体的な内容

当該教員は、科研費を財源として複数の学生を非常勤職員として短期雇用していたところ、以下のケースにおいてその勤務時間中に科研費課題と直接的な関連性のない作業を依頼し、その勤務時間に対して科研費から給与を支出しました（目的外使用）。また、勤務実態がない時間帯について科研費から給与を支出しました。

	年月	内容
ケースⅠ	令和4年11月	科研費で短期雇用した学生に対し、その勤務時間中に他大学の研究中間発表会で発表する他大学の学生の研究に対する質問づくり作業を行わせ、科研費から給与を支出（目的外使用）。
ケースⅡ	令和5年1月	科研費で短期雇用した学生に対し、その勤務時間中に他大学の学生のレポート採点（補助）作業を行わせ、科研費から給与を支出（目的外使用）。
ケースⅢ	令和5年1月	科研費で短期雇用した学生に対し、その勤務時間中に本学の学類生の卒論に対するコメントをまとめる作業を行わせ、科研費から給与を支出（目的外使用）。 また、勤務実態がない時間帯を勤務時間として扱い、科研費から給与を支出。

(4) 目的外使用等に支出された競争的研究費の額

・基盤研究(A)

費目	交付決定額 (円)	実績報告額 (円)	適正使用額 (円)	目的外使用等額 (円)
物品費	60,000	12,980	12,980	0
旅費	80,000	7,390	7,390	0
謝金等	70,000	249,630	245,554	4,076
その他	60,000	0	0	0
直接経費	270,000	270,000	265,924	4,076
間接経費	81,000	81,000	81,000	0
合計	351,000	351,000	346,924	4,076

なお、支出された 4,076 円は学生等に直接支払われており、当該教員への還流も認められないことから、私的流用はなかったと判断しました。

4. 再発防止策

本学における過去の不正事案を踏まえて令和 4 年 5 月以降強化した「非常勤職員に係る労働条件及び勤務管理の適正化」「コンプライアンス教育による教職員（非常勤職員を含む）の意識の醸成」「内部監査時の抜き打ち検査等の強化」の取組を引き続き実施するとともに、それでも再度短期雇用に係る事案が発生したことを踏まえ、以下の再発防止策を実施することとしました。

(1) コンプライアンス教育及び啓発活動の更なる強化

目的外使用等の再発を防止するために、今回の事案を全教職員に共有し、教育研究費の目的外使用等を絶対に行わないよう改めて強い注意喚起を行っていきます。また、コンプライアンス教育及び啓発活動においては、その内容に本事案の内容を組み入れることにより、非常勤職員（短期雇用）の適切な雇用管理に係る全教職員の共通認識の形成を強く促し、また、教育研究費の目的外使用等が研究者個人のみならず組織自体の信用を大きく傷つけることに繋がり、あらゆる面で重大な悪影響を及ぼすことを説明していきます。

なお、本学では、全ての構成員を対象として e-Learning によるコンプライアンス教育研修を実施してきました。従前は 3 年に 1 回以上の受講とじていましたが、より実効性を高めるため、令和 5 年度から 1 年に 1 回以上受講するよう見直しを行うとともに、確認テストを実施し、テストの結果が 100 点でなければ研修を修了しないこととし、教職員の倫理観及び基本的知識の理解度の更なる向上を図っているところであり、この取組を引き続き徹底して

いきます。

学生などの任用予定者に対しては、引き続き任用手続き前に e-Learning システムを活用したコンプライアンス教育の受講を義務化することにより、教員の指示であっても「それはおかしい」と気づくことができるよう理解度の向上を図るとともに、内部通報制度の活用を更に促進していきます。なお、任用予定者についても、より実効性を高めるため、令和5年度からテストの結果が100点でなければ研修を修了しないこととしているところであり、この取組を引き続き徹底していきます。

(2) 非常勤職員（短期雇用）に係る出退勤管理システムの導入

今回の事案を踏まえ、非常勤職員（短期雇用）の勤務状況を適切に管理・把握することによって目的外使用等の発生を防止するため、令和6年度中に非常勤職員（短期雇用）に係る出退勤管理システムを全学的に導入します。システム運用の実効性を確保することにより、短期雇用に係る目的外使用等の発生を一層防止できるよう取り組んでいきます。

5. その他（公表時までに行った措置の内容）

要項の別紙第1の3に基づき、令和5年7月7日付けで当該教員に対して教育研究費の執行停止の措置を行いました。

以上